

仕様書

1. 業務名
第 27 回参議院議員通常選挙 北区開票所用品運搬・設営等業務
2. 業務日
選挙執行日前日から選挙執行日翌日まで
(選挙執行日は令和 7 年 7 月 20 日 (日))
3. 履行場所
 - (1) 北区役所
札幌市北区北 24 条西 6 丁目 1-1
 - (2) 北区体育館
札幌市北区新琴似 8 条 2 丁目 1-25
4. 業務内容
 - (1) 第 27 回参議院議員通常選挙執行日 (投票日当日) までに受託者調達品 (別紙 1) を調達すること。
 - (2) 以下の作業と撤去後の清掃を行う。なお、実施にあたっては、必ず時刻を厳守すること。
 - (ア) 投票日前日 18:00~21:00
※21:00 までに完了しなかった作業は翌日に行うこと。
 - ① 体育館所管備品 (テーブル、ソファー、椅子等) を、トレーニングルーム内に一時保管する。
 - ② 別紙 3 のとおりグリーンマットやウレタンシート、ブルーシート等を設置する。
 - (イ) 投票日当日 8:00~9:00
 - ① 選挙用品 (別紙 2) を、北区役所から北区体育館へ運搬する。
 - (ウ) 投票日当日 9:00~15:00
※作業は開票会場 (1 階競技室) を優先して進めていくこと。
 - ① (前日に作業が完了しなかった場合) 別紙 3 のとおりグリーンマットやウレタンシート、ブルーシート等を設置する。
 - ② 別添配置図に基づき、配置物品 (別紙 4) を的確に設営する。なお、設営にあたっては、作業従事に必要十分な人数を確保し、時間内に確実に完了すること。
 - ③ 開被台に暗幕をかけること。
 - ④ 競技室内に配置した会議用テーブルは、養生テープで天板を連結すること。
 - (エ) 投票日翌日 9:00~11:00
 - ① 開票所および投票結果受理会場等の配置物品の撤去を行い、設営前の状態に復元する。なお、撤去にあたっては、作業従事に必要十分な人数を確保し、時間内に確実に完了すること。
 - ② 配置物品撤去後に清掃を行う。
 - (オ) 投票日翌日上記 4 (2) (エ) 終了後速やかに
 - ① 選挙用品 (別紙 2) を、北区体育館から北区役所へ運搬する。
5. 作業従事者名簿の提出
受託者は、作業着手前に作業従事者名簿を委託者に提出すること。また、変更があった

場合には、直ちに委託者に報告すること。

6. 作業監督者

受託者は、作業監督者を定め、作業の実施にあたって常時指揮監督させること。

7. 作業の安全

受託者は、作業の実施にあたり、建物・器物の破損及び人的負傷等の事故防止に十分配慮すること。

8. 注意事項

- (1) 建物・器物の破損（床や壁にキズ等）を発見した場合、体育館職員立会いのもと現状確認をするか、または写真等で作業前の状態を記録しておくこと。
- (2) 作業従事者は、一定の服装を着用し、名札をつけること。
- (3) 作業にあたっては、北区選挙管理委員会事務局職員の指示に従うこと。
- (4) 受託者は、業務の遂行にあたり、各種関係法令を確認・遵守すること。
- (5) その他、仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者の協議により決定する。